

TO YOU WHO WANT TO LIVE IN HAWAII



ここまで特集を読み進めると、もうハワイに住みたくて住みたくて仕方がない。「夢の楽園ハワイ!」。HONEY 読者の中には、本気で移住を考えたことがある人もいることでしょう。だが住みたいからといって、簡単にできるワケではない。そこには“ビザ”という大きなハードルがある。今特集の最後は、ハワイに本気で住みたい人にレクチャーする移住の方法。現地でコンサルティング会社を運営するハナオカ氏に話を聞いた。

話を聞いたのはこの人!



Jun Hanaoka

ラニレア・コンサルティング代表。ハワイ移住、法人設立、起業、出店などのコンサルティングを行う。ホームページ (www.lanicon.com/consulting.html) の専用フォームから、メールで問い合わせができる。

Method : TO LIVE IN HAWAII

HONEY(以下、H O) ビザなしでいられるのは、どれくらいですか?
HANAOKA(以下、H A) ビザ・ウェーバーで90日以内。その目的は観光、または商用も該当します。
H O それ以上の滞在にはビザが必要ということですか?
H A そうです。ビザには「非移民ビザ」と「移民ビザ」があり、アメリカでの永住を希望する場合には「移民ビザ」が必要となります。また分かりやすく言うと、非移民ビザには、就職、転職、開業、学生などがあり、移民ビザには米国籍者との婚姻、スポンサーによる就労、抽選プログラムがあります。
H O その中で取得するのが一番簡単な方法は?
H A 抽選プログラムです。正式には Diversity Visa Program (DV プログラム) といひ、高卒以上で逮捕歴がなければ申請できます。つ

まり、ほとんどの人に平等にチャンスがあります。年に1回行われており、日本からは約2万人が応募し3~400人が当選しています。国務省のホームページから自分で応募することができます。
H O でもそれって、運次第のことですか?
H A 米国内への投資 (E B ー 5) があります。これは米国内における企業の発展と雇用の促進を目的として作られており、家族や企業のスポンサーも必要とせず、自身の投資によって永住権の取得が可能です。また、ビジネスキャリアや学歴も問わない他、一回の投資により配偶者と21歳未満の未婚の子供が一度に永住権の申請を行うことができます。但し、米国内の企業に100万ドル以上の投資を行い、また米国人の従業員を雇用しなければ

なりません。その人数は業種によって様々です。特定条件で50万ドル以上の投資枠もあります。
H O 100万ドル以上の投資とはそれこそ夢の話ですね。他には?
H A 一般的なのはEビザとLビザとHビザです。Eビザには1と2があり、それぞれ貿易商用のビザ(米国との輸出入に従事する貿易商自身や会社)、投資家用のビザ(米国に相当額の投資をする個人や会社)が対象となります。Lビザは、日本の会社がアメリカの関連会社に社員を派遣する場合に使われるビザで「駐在員」ビザとも呼ばれています。Hビザは、米国の会社に雇用される場合に考えられるビザです。
H O なるほど、つまりまとまつたお金があるか、米国で就労ビザと永住権のスポンサーになって雇

用してくれる会社を見つけるしかないんですね。
H A 一般的に就労に関してはそうですが、ビザは多種多様で他にも取得方法は色々あります。前述した学生ビザから報道、高度な技術職、スポーツビザなどもそうです。その人の置かれている環境や状況によって、何が一番適切なのかを見極めるのが大切です。私はよく「木を見て森を見ず」という言葉を使います。ハワイに移住したい、お店を出したい、開業したいと考えた時に、アイデアはいいけれど規模や業態がよくないから申請できないというケースが多々あります。もし本気で住みたいと考えるなら、信頼のおけるコンサルタントに相談して、自分があった道を探すべきです。

ANSWER

2時間近く話を聞いたが、抽選プログラムで当選しても、100%ビザを取得できるわけではない事がわかった。「家を買ったら住める」という話もよく聞くが、何らかのビザが無いと滞在期間は制限される。ビザ取得は簡単ではないが、可能性がないわけではない。ハナオカ氏が代表を務めるLaniLeaでは、抽選プログラムの代行から、起業や出店まで幅広くサポートしてくれる。本気でハワイに住みたいと思っている人は、一度相談してみてもいい。